

令和8年度長崎県こども場所推進事業費補助金（立上げ支援）

募集要項

○受付期限 令和8年6月26日（金）必着

○申請書の郵送先 長崎県こども未来課
長崎県こども場所推進事業費補助金担当
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095-895-2685
メール kodomobasho@pref.nagasaki.lg.jp

○提出方法 メール又は郵送・持参

※持参の場合は平日午前9時から午後5時まで

※実施要綱や申請様式は、下記ホームページもしくはQRコードからダウンロード可能です。

「長崎県ホームページ ⇒ [「長崎県こども場所推進事業費補助金」](#)で検索」



長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課

1. 目的

本補助金は、こどもの育ちを支え、安心して過ごせる居場所づくりを実施する地域団体等を支援し、地域で安心して過ごし、健やかな成長ができるこどもの居場所づくりを促進することを目的としています。

2. 対象者

長崎県内に居住・所在する個人、団体、企業等であって、長崎県が実施している「ながさきこども場所充実アクション」に登録し、かつ以下のいずれかに該当する者

○新たにこども場所を立ち上げる者(事業拡大も含む)

※事業拡大とは、すでに3. 補助対象事業を実施している者が、実施事業とは別の3. 補助対象事業を実施することをいう。

○立ち上げ後1年未満のこども場所を運営している者

(「ながさきこども場所充実アクション」登録フォームは[こちら](#)。もしくは、下記 QR コードより登録ください。)



◆留意事項

令和8年度の申請については、1団体等につき1回限りです。

3. 補助対象事業

○以下のいずれかを実施する事業(開設・拡大後1年以内のものに限る)

- ・学習の場の提供(学習支援、フリースペースなど)
- ・食を通じた交流の場の提供(こども食堂など)
- ・遊びの場の提供(プレーパークなど)
- ・その他、県知事が認めるこどもの居場所

【条件】

- ・常駐責任者+安全確保スタッフ(18歳以上が半数以上)
 - ・月1回以上または年間12回以上で1時間以上の活動を1年以上継続することが見込まれること
 - ・対象は長崎県内の18歳未満のこどもとし、1回の開催につき、複数名の参加が見込まれること
 - ・利用料は無料または実費相当額であること
- 参加者の募集を行う際はながさきこども場所のロゴマークをチラシ等に掲載すること
(ロゴマークデータの取得は[こちら](#)。もしくは、下記 QR コードより登録ください。)



4. 補助対象経費

【対象経費】

- ・人件費・・・ボランティアや外部講師の謝金等人件費、交通費、研修費(食品衛生責任者養成講習会受講料など)
※外部ボランティアへの謝金については、社会通念上の適切と考えられる範囲の謝金額とする。
- ・事業費・・・教材費、材料費、消耗品費、印刷費、広報費、通信運搬費、保険料、会場借上費、備品購入費、その他事業実施に必要な経費と認められるもの

【対象外経費】

- ・建物及び設備の改修(屋根、外壁その他建物の構造及び設備に係る大規模な工事)
- ・公租公課(消費税及び地方消費税等)
- ・団体の運営に要する経費
- ・事業に直接使用されない経費、使途が特定できない経費
- ・団体の構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇に係る経費
- ・通常より著しく高額、高級と判断される経費
- ・その他、助成対象とすることが適当でないと判断する経費
- ・他の助成金や補助金等を受領し、使途が重複している経費

5. 補助対象期間

対象期間は、原則、交付決定日から令和9年1月31日までとします。

※令和9年1月31日までに支払いまで完了した経費が補助対象となります

※期限までの事業完了が難しい場合は事前に県へご相談ください

6. 補助金額

補助金額は、補助対象経費の総額から、寄付金・その他収入額を控除した額に、千円未満の端数を切り捨てた金額もしくは20万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付します。

7. 申請手続き等

【申請方法】

必要書類をメール、郵送または持参により長崎県子ども政策局子ども未来課へ提出してください。

○メールの場合

メールアドレス：kodomobasho@pref.nagasaki.lg.jp

※ メールのはじめの件名は、「【申請者名】令和8年度長崎県子ども場所推進事業費補助金（立上げ支援）交付申請書類」としてください。

○郵送・持参の場合

〒850-8570 長崎市尾上町3-1（1階）

長崎県福祉保健部子ども政策局子ども未来課地域子育て推進班

※郵送時の郵便料金は申請者負担となります。

【申請書類】

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・暴力団排除に係る誓約書
- ・団体の活動内容が分かる資料（チラシ等）※任意

※補助金の振込み希望口座が決まっている場合は、通帳の表紙と、1、2ページ目（金融機関名、支店番号、支店名、口座種別（普通・総合など）、口座番号、口座名義人が表示されているページ）の写しを添付してください。

8. 申請受付期間

令和8年6月26日(金)までとする。

9. 選考について

予算の範囲を超える申請があった場合は選考を行い、採否を判断します。以下の主な審査の視点を踏まえ、事業計画書等を作成してください。

<主な審査の視点>

- ・地域の特性を考慮し、対象となるこどものニーズにあった事業となっているか
- ・子どもと関わる専門的な知識や実践経験を有する職員が配置されているか
- ・事業をきっかけに、活動地域内外の他の団体と連携するなど他団体に対する影響を期待できるか
- ・人員や資金、物資などが確保されているなど、今後も継続した取組が見込まれるか
- ・子どもたちの意見を取り入れた取組となっているか

10. 採否の決定について(予定)

7月中旬までに採否の決定を行う予定ですが、選考を行った場合は、審査に時間を要するため8月中旬までに採否の決定を行います。

11. 事業内容の変更

事業内容の変更については、以下に該当する軽微な変更を除き、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)を県へ提出し、承認を受ける必要があります。変更が生じる場合は長崎県こども場所推進事業費補助金担当までご連絡ください。

<軽微な変更>

- ・補助目的の達成に何ら支障がないと認められる経費の配分の変更
 - ・事業等の内容(参加人数、講座に係る内容、参加方法、期間、時間数等)の変更であって、事業計画書に照らして事業目的の達成に変わりがないもの
- ※補助金額が変更する場合は必ず変更交付申請書の提出が必要となります。

12. 実績報告について

事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月12日(金)のいずれか早い日までに以下の必要書類を郵送または持参により長崎県こども政策局こども未来課へ提出すること。

○メールの場合

メールアドレス:kodomobasho@pref.nagasaki.lg.jp

- ※メールの件名は、「【申請者名】令和8年度長崎県こども場所推進事業費補助金(立上げ支援)実績報告書類」としてください。

○郵送・持参の場合

〒850-8570 長崎市尾上町3-1(1階)

長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課地域子育て推進班

- ※郵送時の郵便料金は申請者負担となります。

<報告書類>

- ・実績報告書(様式第6号)
 - ・収支決算書(様式第7号)
 - ・補助金の使途が確認できる明細一覧・領収書等の写し
- ※領収書は収支決算書の科目ごとにA4用紙へ貼付し、わかりやすいように整理して提出してください。領収書の金額・日付・支払先が判読可能な状態でまとめてください。
- ・事業の実施状況が分かる写真

13. 補助金の交付

実績報告書類等の内容を基に、補助金額の確定を行った後、各団体等からの請求書(様式第9号)に基づいて交付します。(事業完了後の精算払いとなります。)

14. 補助金の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- ・補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
- ・補助金を対象事業以外に使用したとき
- ・その他長崎県こども場所推進事業費補助金(立上げ支援)実施要綱の規定に違反したとき

15. その他

(1) 本募集要項の位置付け

この募集要項は、補助制度の活用を促進するために、制度や申請に関して最低限把握する必要がある事項を抜粋して、まとめたものです。

申請に際しては、ウェブサイトに掲載している「実施要綱」を十分に確認してください。(募集要項等の記載に関わらず、実施要綱の記載が優先となります)

(2) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

(3) 申請内容の関係機関への共有

事業の円滑な実施の観点から、事業実施場所が所在する市町及び長崎県こども場所相談センターに対し、事業内容等を共有しますので、あらかじめご了承ください。